

2019年3月27日 全10頁

個人事業者向けの事業承継税制が創設

2019年度税制改正法案（相続税・贈与税②）

金融調査部
研究員 小林章子

[要約]

- 現在開会中の第198回通常国会において、2019年度の税制改正法案が審議中である。本レポートでは、相続税・贈与税に関する見直しのうち、新たに創設されるいわゆる「個人版事業承継税制」について解説する。
- 個人事業者の事業用資産にかかる相続税・贈与税について、10年間限定で、現行の事業承継税制に準じた制度が創設される。具体的には、青色申告をしている個人事業者が事業に使用している土地や建物のほか、倉庫・営業車等の幅広い減価償却資産について、全額の納税猶予が可能になる。また、さらなる代替わり（相続人の死亡時、後継者への贈与）の場合には、猶予された税額の全額について、免除を受けることができる。
- この見直しにより、個人事業者の事業承継が進むことが期待されるとともに、制度の利用に必須とされる「認定経営革新等支援機関」の役割がますます重要となる。

目次

1. 個人事業者の事業承継を支援する制度の整備	2
（1）「個人版事業承継税制」の創設	2
①個人事業者の事業承継の必要性の高まり	2
②個人版事業承継税制の概要	3
③対象者の要件	4
④対象資産の範囲	5
⑤資産承継後の納税猶予・免除の要件	6
⑥小規模宅地等の特例との関係	6
（2）「遺留分に関する民法の特例」の見直し（個人事業者への拡大）	8
2. 認定支援機関の活動実績の「見える化」について（参考）	10

1. 個人事業者の事業承継を支援する制度の整備

現在開会中の第198回通常国会において、税制改正法案（以下、改正法案）が審議中である¹。3月2日に衆議院で可決され、3月31日までに成立となる見込みである。現在は衆議院・参議院ともに与党が過半数を占めているため、改正法案の内容はほぼそのまま実施されるものと考えてよいだろう。

この改正法案には、相続税・贈与税に関する見直しとして、個人事業者向けの事業承継税制（いわゆる「個人版事業承継税制」）を創設することが盛り込まれている。本レポートでは、改正法案及び与党の2019年度税制改正大綱²（大綱）に基づき、個人版事業承継税制について解説する³。

加えて、本レポートでは、同じく見直しが予定されている「遺留分に関する民法特例」のほか、現在中小企業庁で検討されている「認定経営革新等支援機関」（以下、認定支援機関）の活動実績の「見える化」についても解説する。

（1）「個人版事業承継税制」の創設

非上場の中小企業については、オーナー経営者の保有する、支配権の表象としての自社株式（出資を含む）を、後継者に対して承継させる場合について、相続税・贈与税の納税猶予・免除を受けられる事業承継税制（法人版事業承継税制）が設けられている。他方、個人事業者については、事業用宅地についての相続税軽減措置（小規模宅地等の特例）はあるものの、それ以外の建物や機械設備等の事業用資産については、事業承継時の税負担を軽減するための制度は整備されていなかった。

今回の改正法案では、このような個人事業者の事業承継について、新たに「個人版事業承継税制」を創設し、法人版と同様の納税猶予の制度が設けられることとされた。

①個人事業者の事業承継の必要性の高まり

経済産業省の資料によれば、2025年に70歳（平均引退年齢）以上となる個人事業者は、約150万人と見込まれ、個人事業者全体の73%に達すると推計されている（図表1 左図）⁴。

そして、個人事業者の事業承継のためには、事業用資産の後継者への承継が必要になり、この承継について、原則として、相続税や贈与税の負担が生じる。例えば、相続税の課税負担が

¹ 所得税法等の一部を改正する法律案（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DCB50E.htm）、地方税法等の一部を改正する法律案（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DCB576.htm）

² 自民党ウェブサイト「平成31年度税制改正大綱」（<https://www.jimin.jp/news/policy/138664.html>）。

³ このほか、経営承継円滑化法の施行規則の一部改正省令案が公表されている。（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=640119002&Mode=0>）。

⁴ 経済産業省「平成31年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」（https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_r/pdf/1_02.pdf）

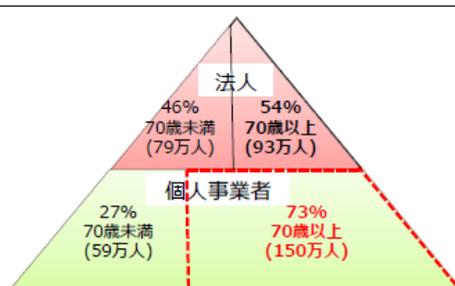
生じる（相続税の基礎控除額を超える）個人事業者⁵の事業用資産についてみると、土地・建物・機械等の割合は約70%を占めており（図表1 右図）、これらの承継について生じる税負担を軽減することが有効と考えられる。

また、中小企業については、2018年度税制改正により導入された事業承継税制の「特例措置」⁶により、事業承継税制の認定申請件数が飛躍的に増加しており、効果が確認されている⁷。

そこで、個人事業者の事業承継についても、「個人版事業承継税制」が創設されることとされた。

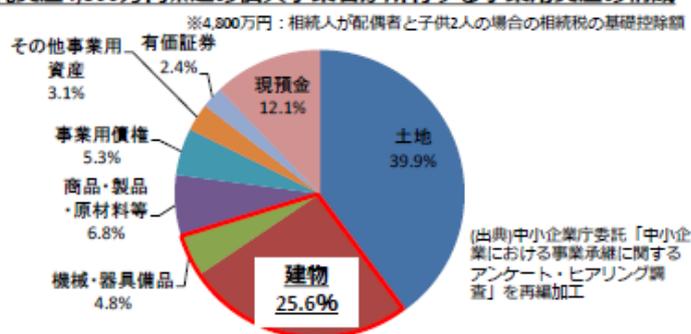
図表1 個人事業者の事業の状況

◆ 2025年に70歳以上となる個人事業者は、約150万人と推計される。



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度（株）帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

<施策の必要性>
純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



(出所) 経済産業省「平成31年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」より一部抜粋

②個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制は、法人版事業承継税制（特例措置）にほぼ準じる内容となっている（図表2）。すなわち、先代の事業者から、贈与・遺贈・相続（以下、贈与・相続等）によって承継した事業用資産にかかる贈与税・相続税について、担保提供の上、承継後に後継者がその事業を継続することを要件として、納税が猶予される。さらに承継後、一定の場合（後継者の死亡等）には、猶予された税額について、免除を受けることができる。

2019（平成31）年4月1日に施行され、遡って、**2019（平成31）年1月1日から2028年12月31日までの間の事業承継（贈与・相続等）について適用**されることとされている。

納税猶予の額は、宅地・建物については面積の上限があるものの、その他の減価償却資産については100%が猶予される。ただし、資産とともに債務も引き受けた場合には、租税回避とならないよう、その資産の価額から債務額を引いた額が猶予の対象になる。

⁵ 純資産が4,800万円（相続人が配偶者と子2人の場合の相続税の基礎控除額）を超える個人事業者。脚注4参照。

⁶ 拙稿「事業承継税制の拡充・資産税逃れ対策等」（2018年1月26日大和総研レポート）https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180126_012694.html

⁷ 改正後、事業承継税制の認定申請件数は約10倍に迫る勢いとしている。経済産業省「平成31年度（2019年度）経済産業関係 税制改正について」（https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf）

図表 2 個人版事業承継税制と法人版事業承継税制（特例措置）の比較

	個人版	法人版（特例措置）
対象者	個人の中小企業者（※1）（※2）	非上場の中小企業者
対象資産	事業用宅地、事業用建物、一定の減価償却資産（※3）	非上場株式
対象事業	不動産貸付事業等を除く事業	資産管理会社・運用会社以外
事前の計画策定等	5年以内の承継計画の提出 (2019年4月1日～2024年3月31日)	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日～2023年3月31日)
計画作成における認定支援機関の指導・助言	必要	必要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2019年1月1日～2028年12月31日)（※4）	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日～2027年3月31日)
納税猶予の上限	事業用宅地:400㎡(面積)まで100% 事業用建物:800㎡(床面積)まで100% 一定の減価償却資産:上限なし(全体の100%)	上限なし(全株式の100%)
承継パターン	事業者(同一生計の親族を含む)から後継者(1人のみ)への承継	複数の株主から後継者(最大3人)への承継
事業継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり(※5)	あり
相続時精算課税制度の適用	あり(親族関係不要)	あり(親族関係不要)

(※1) 具体的な要件は、政令で定められる。

(※2) 対象者の詳細については、図表3を参照。

(※3) 対象資産の詳細については、図表4を参照。

(※4) 最初の贈与・相続等から1年以内に、事業用資産の全てを取得する必要がある。

(※5) 免除の詳細については、図表5を参照。

(出所) 大綱、改正法案及び現行法をもとに大和総研作成

原則として、後継者の生存中は、引き継いだ事業を継続することが求められ(事業継続要件)、違反した場合は、猶予税額(及び利子税)を納付しなければならない。ただし、法人版(特例措置)と同様、承継後に経済状況の変化により事業継続が困難となった場合の救済措置(納付税額の軽減)が設けられ、後継者の承継リスクに対して、一定の配慮がなされている。

また、法人版(特例措置)と同様、承継に先立って、承継前後の経営見通し等に関する「承継計画」の作成と当局への提出・確認により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)に基づく認定を受けることが求められる。この計画作成には、法人版(特例措置)と同様、金融機関や税理士等の認定支援機関の指導・助言が必須とされているため、これらの機関の役割がますます重要となる。

③対象者の要件

個人版事業承継税制の対象者の要件は、図表3のとおりである。法人版に準じた要件となっているほか、相続税・贈与税いずれの納税猶予においても、青色申告事業者であることが求められている。

図表3 個人版事業承継税制の対象者の要件

(a)～(d)共通の要件		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者であること(※1) ・個人事業者であること
相続税の納税猶予	(a)被相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始前において、青色申告の承認を受けていたこと 等
	(b)相続人(後継者)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法に基づく認定を受けていること ・事業用資産の全て(共有の場合、共有持分の全て)を相続等により取得していること ・相続開始の直前において、事業用資産に係る事業又は同種の事業に従事していたこと(※2) ・相続開始時において、事業が資産保有型事業、資産運用型事業、性風俗関連特殊営業でないこと ・相続開始時から申告書の提出期限まで、引き続き資産を保有して事業を継続していること ・申告書の提出期限において、開業届出書を提出していること ・申告書の提出期限において、青色申告の承認を受けている(又はその見込みがある)こと 等
贈与税の納税猶予	(c)贈与者	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与前において、青色申告の承認を受けていたこと 等
	(d)受贈者(後継者)	相続人に準じる要件に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・贈与日に20歳以上(2022年4月1日以後は18歳以上)であること ・贈与日において、事業用資産に係る事業又は同種の事業に3年以上従事していること

(※1) 中小企業者の範囲は、法人版と同様と思われる。

(※2) 被相続人が60歳未満で死亡した場合は、不要。

(出所) 大綱及び改正法案をもとに大和総研作成

④対象資産の範囲

個人版事業承継税制の対象資産(「特定事業用資産」)の範囲は、図表4のとおりである。宅地や建物の他、被相続人・贈与者の事業用資産が幅広く対象となる。

また、被相続人・贈与者の事業に利用している事業用資産のうち、被相続人・贈与者と同一生計の配偶者その他の親族が所有する資産についても、被相続人・贈与者の青色申告書の貸借対照表に計上されていれば、納税猶予の対象とすることができる。

図表4 個人版事業承継税制の対象資産の範囲

○被相続人の、相続開始日の属する年の前年分の事業所得(贈与税:贈与者の、贈与日の属する年の前年分の事業所得)に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている下記の資産

宅地等 (土地、地上権等)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物(※1)の敷地に利用されているもの(※2) ・最大400㎡(面積)
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・事業(※3)に利用されているもの(※2) ・最大800㎡(床面積)
減価償却資産	<ul style="list-style-type: none"> ・構築物、機械装置、車両、運搬具、工具等の有形償却資産(建物を除く) ・自動車((軽)自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの) ・その他これらに準じる減価償却資産(※1)(※4)

(※1) 財務省令で定められる。

(※2) 政令で定められる。

(※3) 不動産貸付業等を除く。

(※4) 経済産業省の資料によれば、生物(乳牛等、果樹等)・無形償却資産(特許権等)が含まれる。

(出所) 改正法案、経済産業省資料をもとに大和総研作成

⑤資産承継後の納税猶予・免除の要件

後継者は、納税猶予を引き続き受けるためには、原則として生存中、承継した資産を保有して事業を継続する必要がある。また、3年ごとに、継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

もっとも、事業を行うにあたっては、資金調達のために承継した資産の一部を譲渡することや、経営状況の悪化から廃業を決定することなどもありうる。後継者が負うことになるこれらの事業継続のリスクに備えて、一定の場合には、猶予された納税額の一部又は全部が免除されることとされている（図表5）。

なお、贈与税の納税猶予を受けた後に贈与者が死亡した場合は、贈与税が全額免除される。ただし、相続税については、その事業用資産を後継者が相続したものとみなして、相続税が課税される（贈与時の時価で計算される）。この際、当局の確認を受けることで、相続税の納税猶予に切り替えることができる。

図表5 事業承継後、猶予税額を納付又は免除となる場合

猶予税額の扱い	相続税の納税猶予	贈与税の納税猶予
納付となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の廃止 ・事業用資産の譲渡（※1） ・相続人が青色申告の承認を取り消された場合 等 	左記に準じる
全額免除となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人（後継者）の死亡 ・申告期限後5年経過後、次の後継者への再贈与（贈与税の納税猶予の適用がある贈与） ・やむを得ない理由（※3）により事業継続ができなくなった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与者の死亡前の受贈者（後継者）の死亡 ・贈与者の死亡（※2） ・申告期限後5年経過後、次の後継者への再贈与（贈与税の納税猶予の適用がある贈与） ・やむを得ない理由（※3）により事業継続ができなくなった場合
一部免除となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別関係者以外の者（※4）への資産の一括譲渡 ・事業継続が困難となった場合（※4）の特別関係者以外の者への資産の一括譲渡・事業廃止 等 	左記に準じる

（※1）ただし、1年以内に譲渡対価が事業用資産の取得に充てられた場合（資産を買い替えた場合）などは納税猶予が継続される。

（※2）贈与された事業用資産を後継者が相続したものとみなして相続税が課税されるが、相続税の納税猶予に切り替えることができる。

（※3）財務省令で定められる。

（※4）政令で定められる。

（出所）大綱、改正法案をもとに大和総研作成

⑥小規模宅地等の特例との関係

事業用宅地等にかかる相続税については、現行でも、「小規模宅地等の特例」を受けることができる。不動産貸付事業等以外の事業⁸に利用している「特定事業用宅地等」の場合は、相続開

⁸ 不動産貸付事業等は、個人版事業承継税制の対象外である。そのため、不動産貸付事業等に利用している宅地等については、事業承継税制が利用できない。もっとも、小規模宅地等の特例の中の「貸付事業用宅地等」と

始時から引き続いて宅地等で事業を行っている親族等について、最大 400 m²まで評価額の 80% の減額を受けられる。

今回創設される個人版事業承継税制と、この小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）とは選択適用とされている（図表 6）。したがって、事業用宅地等について、両方の制度を重ねて利用することはできないだけでなく、事業用宅地等は小規模宅地等の特例を利用し、それ以外の建物や自動車等については事業承継税制を適用する、といった、資産ごとに制度を選択するようなこともできない。

図表 6 小規模宅地等の特例と個人版事業承継税制の適用関係

宅地の種類	小規模宅地等の特例	個人版事業承継税制
特定事業用宅地等	○（400 m ² 、80%）（※）	○（400 m ² 、100%）（※）
特定居住用宅地等	○（330 m ² 、80%）	×
貸付事業用宅地等	○（200 m ² 、50%）	×

（※）いずれかの選択適用。

（出所）改正法案及び現行法をもとに大和総研作成

個人版事業承継税制では最大 400 m²まで 100% の納税猶予を受けられ、小規模宅地等の特例（最大 400 m²まで 80%）と比較すると猶予される割合が大きいメリットがある。また対象資産が宅地等に限定されないため、事業用資産の多くが宅地等以外の資産である場合は、事業承継税制を利用するメリットがある。他方で、最終的に猶予税額の免除を受けられなければ納付が必要となり、課税負担が軽減されないリスクがある。また、小規模宅地等の特例で軽減を受けられるのは相続税の負担のみであるが、事業承継税制では、贈与税の納税猶予も整備されている。贈与者が死亡した場合は相続税の納税猶予への切り替えもでき、相続税と贈与税の両方について、課税負担の軽減を受けることも可能となっている。

他方、小規模宅地等の特例のメリットとしては、最終的に納税免除が認められない（納税が求められる）リスクがある事業承継税制と異なり確実に減額を受けられること、承継計画の作成等の複雑な手続きや要件が不要であることなどが挙げられる。

個人事業者が個人版事業承継税制の利用を検討する際には、税理士や認定支援機関等のアドバイス等も受けながら、どちらの制度を利用するべきかを慎重に検討する必要があるだろう。

図表 7 小規模宅地等の特例の見直し（特定事業用宅地等）

	一定の規模以上※の事業に利用された宅地等	左記以外
相続開始前 3 年以内に新たに事業に利用された宅地等	○	×
上記以外	○	○

（注）○…特例の適用可、×…特例の適用不可

（※）政令で定められるが、大綱によれば、その宅地等の上で事業に利用されている償却資産の価額が、宅地等の相続時の価額の 15% 以上であることとされている。

（出所）改正法案、大綱をもとに大和総研作成

して、最大 200 m²まで評価額 50% の相続税の減額を受けることができる。

なお、小規模宅地等の特例のうち、「特定事業用宅地等」にかかる特例については、改正法案において、適用できる宅地等の要件が厳格化されることとされた（図表7）。節税のみを目的とした制度の利用を防止するもので、2018年度税制改正における貸付事業用宅地等の要件の厳格化と同様の規定が設けられる。具体的には、「相続開始前3年以内に新たに事業に利用された宅地等」は、「一定の規模以上の事業に利用された宅地等」でない限り、小規模宅地等の特例の適用が受けられなくなる。

この見直しは、**2019年4月1日以後の相続等から適用**されることとされている。ただし、同日前から事業に利用されている宅地等は、経過措置により、同日以後も、現行の要件で小規模宅地等の特例が適用できる。

（2）「遺留分に関する民法の特例」の見直し（個人事業者への拡大）

今回、事業承継税制が個人事業者にも拡大されることと合わせて、「遺留分に関する民法の特例」⁹も個人事業者へ拡大されることとされた¹⁰。この特例を利用して、後継者以外の相続人からの遺留分請求によって事業承継が阻害されるおそれを排除できる。

遺留分とは、一定の法定相続人（遺留分権利者）に認められる最低限の遺産の取り分をいい¹¹、事業承継においては特に問題が起こりやすい。中小企業のオーナー経営者の保有している株式や、個人事業者の保有している事業用資産（事務所や工場、機械設備等）が遺産の大半を占めている場合、後継者へのそれらの資産の承継が、結果的に他の相続人の遺留分を侵害しやすいためである。

遺留分権利者から遺留分の請求がされると、現行の民法では、原則、遺産そのものが取り戻される（遺留分権利者が遺産の所有権を取得する）。そのため、事業承継においても、事業のために後継者が承継した資産が、遺留分権利者の単独所有となったり、後継者と遺留分権利者との共有となったりすることがある。このような場合、自社株が分散化するため後継者が株式保有を通じて経営権を掌握できなくなることや、売却や担保設定に共有者の同意が必要となるため、事業用資産を利用した円滑な資金調達が難しくなることなど、事業承継の目的が達成できなくなるとの指摘がされてきた。

そこで、法人の事業承継に対しては、「遺留分に関する民法の特例」により、遺留分が事業承継の妨げとならないような仕組みが設けられている。例えば、経営者は、非上場株式を後継者に相続・贈与等する際に、あらかじめ推定相続人と後継者の同意を書面で得ておくことで、相続開始後に、遺留分を算定する際の財産から除外できる（除外合意）。この合意をしておけば、

⁹ 経営承継円滑化法に規定が設けられている。

¹⁰ 具体的には、第198回国会に提出された、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」（中小企業強靱化法案）で規定されている（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DCB9B6.htm）。

¹¹ 例えば、被相続人（相続される人）の配偶者と子の2人が相続人であるとき、被相続人が「全ての遺産を配偶者に相続させる」との遺言書を遺した場合でも、子（遺留分権利者）は遺産の4分の1を遺留分として取得することができる。

遺留分請求による自社株の分散等を避けることができる¹²。

今回、個人版事業承継税制が創設されることに合わせて、この特例についても、個人事業者の事業承継に対する規定が設けられることになった。内容は、法人に対する規定と同様となっており、個人事業者の事業承継においても、上記の「除外合意」をすることができる。ただし、法人に認められている「固定合意」（遺留分算定の際の株式等の価額を、合意時の価額に固定する）に相当する規定は、設けられていない。個人事業者の場合、承継される資産は不動産等であり、価格変動による遺留分への影響は株式等と比べて少ないと考えられるためと思われる。

個人版事業承継税制の利用を検討する際には、後継者以外の相続人から遺留分請求がされる可能性や、民法特例の利用等についても、合わせて検討する必要があるだろう。

¹² なお、今年7月1日に施行される改正民法（いわゆる相続法）では、遺留分の請求が金銭での支払いに一本化され、自社株等の財産自体が取り戻されるおそれがなくなる。そのため、上記の「除外合意」の効果は、自社株の分散防止から、後継者の負担する遺留分侵害額の低額化（経済的負担の軽減）だけとなる、との指摘もある。吉岡毅「民法（相続法）の改正と事業承継」（金融法務事情 2019年2月10日号）参照。

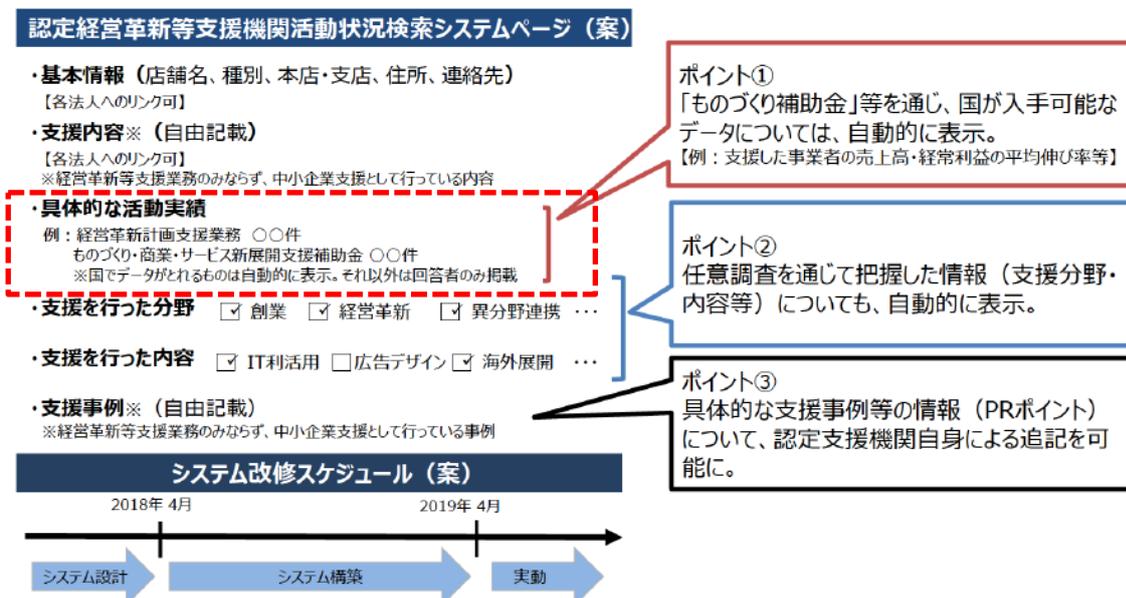
2. 認定支援機関の活動実績の「見える化」について（参考）

法人版事業承継税制のうち、2018年度税制改正で導入された「特例措置」を利用する場合には、認定支援機関の関与が必須とされたが¹³、個人版事業承継税制についても、計画の作成等において、認定支援機関の指導・助言が必須となった。今後、事業承継において、認定支援機関に求められる役割は、ますます重要となっていくと思われる。

この認定支援機関について、選定の一助として、活動実績の「見える化」が進められている。具体的には、中小機構ウェブサイトに設置されている認定支援機関の検索システム¹⁴において、認定支援機関種別（税理士、地銀など）や支援分野・支援内容等を入力して検索すると、検索結果に、認定支援機関の候補がリスト化される。その検索結果に、各機関が支援した事業者の実績（売上高や経常利益の平均伸び率等）を、定量的な情報として表示することなどが提案されている。

2019年4月からの実動が予定されていたが、事業者の実績のうちものづくり補助金の認定件数等の情報の表示については予定どおり実施されるものの、売上高等の情報の表示については、当初予定より延期される見込みとのことである。

図表8 認定支援機関の活動実績の見える化（案）



（注）赤字点線は筆者追記。

（出所）中小企業庁『『中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理』の進捗報告』（2018年3月13日）を一部加工

¹³ 認定支援機関は、①「特例承継計画」を作成する場合の指導・助言を行う。また②経営承継期間中に雇用者数が8割を切った場合、同期間経過後の「実績報告」に認定支援機関の所見を記載する必要がある。なお、経営悪化を理由とする場合、さらに認定支援機関からの指導・助言を受けて、その内容を記載することが求められる。

¹⁴ 中小機構ウェブサイト「経営革新等支援機関（認定支援機関）検索」（http://www.smrj.go.jp/shienkikan_search/search.php）参照。